

第7章 障害児通所支援等の 見込み量及び方策

成果目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 か年における障害児通所支援等の見込み量を、以下のように設定します。

1 障害児通所支援

種類	サービス概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。 市内事業所：児童発達支援センターちよがおか、ところ園、Lighthouse、くすのきハウス
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。 市内事業所：野花、野っこ、北風と太陽とこなめ、くすのきハウス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。 市内事業所：未整備
医療型児童発達支援	上肢・下肢又は体幹などに障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行うものです。 市内事業所：未整備
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
<p>障害児通所支援サービスの利用は、児童発達支援及び放課後等デイサービスで大きく伸びており、また、保育所等訪問支援は市内事業所がないため利用実績はありません。それぞれ、近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。</p> <p>また、新たな事業である居宅訪問型児童発達支援は、障がいのある児童の数や医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案し、利用児童数及び量の見込みを算出しています。</p>		<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、実績の伸びから現在のニーズが高いため、引き続き事業所と連携して提供を図るとともに、各事業所の質の向上に努めます。また、身体に障がいのある児童の受け入れができるよう、児童発達支援センターの施設整備を図ります。</p> <p>現在、本市で実施できていない事業や新たな事業である居宅訪問型児童発達支援については、総合支援協議会等で実施について検討するとともに、近隣自治体と連携して実施可能な事業所の参入を図り、提供体制の確保に努めます。</p>					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第1期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
児童発達支援	人/月	58.5	69.6	62.5	65	68	70
	日/月	594.6	825.8	808.3	840	870	890
放課後等デイサービス	人/月	59.1	83.8	96.8	108	123	135
	日/月	432.3	634.8	778.8	868	988	1,084
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	3
	日/月	0	0	0	0	0	12
医療型児童発達支援	人/月	0	1.8	0.8	0	0	0
	日/月	0	17.3	11.5	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月				0	1	1
	日/月				0	5	5

2 障害児相談支援

障害児相談支援	<p>障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。</p> <p>市内事業所：ちよがおか相談支援事業所、とこなめ障がい者相談支援センター</p>
---------	--

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
<p>障害児相談支援の利用は、微増傾向となっており、近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。</p>		<p>本市では近年、18歳未満の療育手帳所持者数が増加しており、このことが障害児相談支援の利用実績の増加につながっているものと思われます。また、療育手帳は手帳所持者の総数に占める18歳未満の所持者数の割合が他の手帳よりも高くなっており、なおかつ療育手帳所持者数は今後も増加と推計されているため、障がい者相談支援の見込みも増加していくものと思われます。</p> <p>これを踏まえ、相談支援事業所と関係団体・事業所の連携を図りながら、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人材のスキルアップを促します。</p>					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第1期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
障害児相談支援	人/月	15.4	15.7	19.5	20	22	23

3 医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児に対するコーディネーター	関係機関等が連携を図るための協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。
--------------------	--

【実施に関する考え方】				【確保の方策】			
<p>本計画の成果目標にて、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを定めていますが、本市の医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげる必要があります。</p> <p>そのため、協議の場に参画し地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置人数を見込みます。</p>				<p>相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、コーディネーターとなりうる人材へのサービス周知を図るとともに、成果目標の達成に向けて養成研修のための体制の整備を図り、コーディネーター登録を促進します。</p>			
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第1期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
コーディネーター	人				1	1	1

4 子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等	<p>保育園や認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）等の子ども・子育て支援事業を障がいのある児童が、子ども・家庭の状況に応じて利用できるよう受け入れ体制の整備に努めます。</p>
------------	---

【実施に関する考え方】		【確保の方策】					
種類毎に近年の利用状況を踏まえ見込み量を算出しております。		それぞれの子どもがより適切な療育とサービスの選択ができるよう、障害児通所支援事業の情報提供に努めるとともに、子ども・子育て支援等における必要な人員確保と職員研修機会の確保に努め、受け入れ体制の強化を図ります。					
種類	単位	第4期障がい福祉計画期間 (実績)			第1期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
保育園	人	45	42	72	55	55	55
認定こども園	人	24	24	38	35	35	35
児童育成クラブ	人	42	61	60	57	57	57